

## 住民監査請求に係る請求者の陳述

日時：令和8年2月20日（金）午前9時30分から

場所：浜田市役所5階 第1委員会室

### 1 住民監査請求の要旨

浜田市長及び教育委員会関係職員による次の契約締結及び公金の支出は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という）第21条、地方自治法第2条第14項、同法第232条の2および契約規則、文化財保護法、および「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項に明白に違反する「違法」かつ「不当」な行為である。

#### (1) 請求の対象となる財務会計上の行為

ア 令和6年度「石見神楽伝承方法提案業務委託」に係る公金の支出  
（契約金額：5,813,000円以内）

イ 令和7年度「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託」  
に係る契約の締結及び公金の支出（予算額：9,646,000円）

#### ※住民監査請求の対象となる行為等

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得・管理・処分
- (3) 契約の締結・履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課・徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

### 2 請求者の陳述